

項目	認識・消滅の認識の時点	認識する根拠
金融資産と金融負債の認識	契約締結時	金融商品から生じる将来キャッシュ・フローを受け取る権利, 又は引き渡す義務が生じるため
金融資産の消滅の認識	契約上の権利を行使, 喪失又は権利に対する支配が他に移転したとき	決済期日における債権等の現金等による回収のため, 買建オプションの行使による現金等の取得又は不行使による権利の喪失のため, 若しくは現金等と交換に保有する金融資産の権利を他に譲渡し, 当該金融資産に係る将来キャッシュ・フローを受け取ることがなくなるため
金融負債の消滅の認識	契約上の義務を履行, 消滅又は第一次債務者から免責されたとき(債務の単純保証すなわち第二次債務者としての義務が残っていてもよい。)	決済期日に現金等を支払い返済義務が消滅するため, 又は法的に負債を引き渡し第一次債務者の地位から免れたため

2 有価証券の売買契約の認識

(1) 会計処理

① 約定日から受渡日までの期間が通常の間である場合

有価証券の売買契約については, 約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合, 売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し, 売手は有価証券の消滅の認識を行う(金融商品会計実務指針22, 「第2章 事例解説」の事例6—1参照)。具体的には, 買手は約定日に有価証券と未払金を計上し, 売手は有価証券の消滅とともに未収入金及び有価証券売却損益を計上する(金融商品会計実務指針235)。ただし, 約定日基準に代えて保有目的区分ごとに買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し, また, 売手は売却損益のみを約定日に認識する修正受渡日基準によることができる(「第2章 事例解説」の事例6—1参照)。

前述1で述べたとおり, 有価証券の売買の契約についても約定日と受渡日に期間がある場合, 理論的には先渡取引として認識すべきである。しかし, 有価証券

の売買の契約は市場の規則又は慣行により設定された期間（これを通常の期間という。）に当該金融資産の受渡しを行うことを定めている売買契約を締結した有価証券については、現物は受渡日まで売手にあるが、受渡期間が短いため、金融資産の消滅の認識における法的保全の要件（現物を引き渡さなければ第三者対抗要件がないこと。）を満たしていなくとも、短期間に受渡しが行われ法的要件を満たすと同時に対価を受領すること、受渡しの履行結果も約定日後短期間に明らかとなること、与信管理を行っていれば通常、不履行のリスクは極めて低いこと、また、売買契約締結により売手の当該有価証券の将来キャッシュ・フローに対する支配は実質的に買手に移転しており、売買約定日から時価の変動リスク又は発行者の財政状態等に基づく信用リスク等が買手に生じること、さらに有価証券については時価評価することから、有価証券の売買取引について売手も買手も原則として約定日に有価証券の発生又は消滅を認識すべきものとされている（金融商品会計実務指針234）。

② 約定日から受渡日までの期間が通常の期間よりも長い場合

約定日から受渡日までの期間が通常の期間よりも長い場合、有価証券の売買契約は先渡契約であり、原則どおり買手も売手も約定日に当該先渡契約から生じた権利義務の発生を認識する（金融商品会計実務指針22、「第2章 事例解説」の事例6—2参照）。売買の対象となった有価証券に市場性があれば、デリバティブの特徴を満たすからデリバティブとして会計処理することになる。

売手は売却した有価証券と同一銘柄のものを保有しているとしても、当該有価証券とは独立して先渡契約を締結し、有価証券の引渡日までに、売手は、引き渡す有価証券を借りたり、買ったりすることができ、手持ちの有価証券を引き渡す必要はないから、独立した先渡契約である。

なお、この先渡売買契約は、保有有価証券の売却のためのヘッジ手段として指定できる（「第2章 事例解説」の事例6—2参照）。

③ 受渡しに係る通常の期間

受渡しに係る通常の期間とは、原則として、わが国の上場有価証券については、証券取引所の定める約定日から受渡日までの日数（受渡日は、現在、約定日の3営業日後であるが、今後、約定日の1営業日後への変更が予定されている。）など、金融商品の種類ごとに、かつ、市場又は取引慣行ごとに、通常受渡しに要する日数をいう（金融商品会計実務指針23）。

事例6-1 有価証券売買取引

前提条件

ケース1 受渡期間が通常の期間の場合

A社（買手）はB社（売手）と有価証券（上場普通社債，額面：500）の売買契約を締結した。その詳細は次のとおりである。

(1) 約定日：X1年3月30日

 売買価額：500

 3月29日現在の時価：480

 B社（売手）がその他有価証券に区分している場合の償却原価（3月29日現在）：450

(2) 決算日（X1年3月31日）の時価：510

(3) 受渡日（X1年4月2日）の時価：505

(4) 決算日（X2年3月31日）の時価：530

(5) 本事例の趣旨を明らかにするため，付随費用の発生，有価証券利息・経過利息の計上及び評価差額の税効果については，考慮していない。

ケース2 受渡期間が通常の期間よりも長い場合

上記ケース1の前提条件のうち，「(3) 受渡日」をX1年9月30日とする。その時の時価を520とする。A社は，X1年9月30日に取得したときに，その他有価証券に区分することを決定した。B社は，C社より借り入れた有価証券をA社に渡した。また，B社の所有する有価証券はその他有価証券に区分しているものとする。X2年3月31日現在のB社の有するその他有価証券の償却原価を460とする。

〔会計基準〕

実務のポイント

1 有価証券の受渡しまでの期間が通常の場合

有価証券の売買取引については，有価証券の受渡しが取引所の規則等に基づく通常の期間内に行われる場合には，約定日基準と修正受渡日基準が認められている。

約定日基準によれば，約定日に買手は有価証券と未払金を認識し，売手は未収入

金の認識と有価証券の消滅の認識を行う。

修正受渡日基準によれば、買手の有価証券の認識と売手の有価証券の消滅の認識は受渡日に行うが、売手は、約定日に確定した売却損益のみの認識を行い、買手は、約定日以降、売買約定から生じる評価差額を認識する。

2 有価証券の受渡までの期間が通常より長い場合

原則として、先渡契約（対象が市場性のある有価証券であれば、デリバティブ取引となる。）として会計処理する。すなわち、評価差額を損益に計上する。売手が、売却したものと同一銘柄の有価証券を所有していたとしても、これを受け渡す必要はないため（時間的余裕があるため、市場からの取得又は借入れにより手当てできる。）、先渡取引を当該有価証券の売却に係るヘッジ手段としてヘッジ指定をしている場合を除き、各々独立した金融商品として会計処理を行う。

借入有価証券（有価証券の返還義務を表す。）は時価評価し、評価差額は損益に計上する。

解 説

有価証券売買取引に係る買手及び売手各々の約定日基準及び修正受渡日基準による仕訳は、次のようになる。

1 A社（買手）

(1) 約定日基準

	受渡日までが通常の期間			受渡日まで通常より長い（原則法） 借方（貸方）
	売買目的有価証券 借方（貸方）	満期保有目的の債券 借方（貸方）	その他有価証券 借方（貸方）	
X1年3月30日 有価証券 未払金	500 (500)	500 (500)	500 (500)	仕訳なし
X1年3月31日 有価証券 有価証券運用損益 その他有価証券評価差額金	10 (10) -	- - -	10 - (10)	-

〔会計基準〕

有価証券売買契約金融資産	-	-	-	10
有価証券評価損益	-	-	-	(10)
X1年4月1日 (注)				
有価証券運用損益	10	-	-	
その他有価証券評価差額金	-	-	10	
有価証券	(10)	-	-	
有価証券評価損益	-	-	(10)	10
有価証券売買契約金融資産	-	-		(10)
X1年4月2日				
未払金	500	500	500	該当なし
現金	(500)	(500)	(500)	
X1年9月30日				
有価証券	該当なし	該当なし	該当なし	520
現金				(500)
有価証券評価損益				(20)
X2年3月31日				
有価証券	30	-	30	10
有価証券運用損益	(30)	-	-	
その他有価証券評価差額金	-	-	(30)	(10)

(注) 売買目的有価証券の評価損益及びその他有価証券評価差額金の洗替えによる期首振戻しの仕訳である。

〔会計基準〕

(2) 修正受渡日基準

	受渡日までが通常の期間			受渡日まで 通常より長い(原則法) 借方(貸方)
	売買目的有 価証券 借方(貸方)	満期保有目 的の債券 借方(貸方)	その他有価 証券 借方(貸方)	
X1年3月30日	仕訳なし	仕訳なし	仕訳なし	仕訳なし
X1年3月31日				
有価証券	10	-	10	
有価証券運用損益	(10)	-	-	
その他有価証券評価差額金	-	-	(10)	
有価証券売買契約金融資産	-	-	-	10
有価証券評価損益	-	-	-	(10)
X1年4月1日 (注)1				

有価証券運用損益	10	-	-	
その他有価証券評価差額金	-	-	10	
有価証券	(10)	-	(10)	
有価証券評価損益	-	-	-	10
有価証券売買契約金融資産	-	-	-	(10)
X1年4月2日 (注)2				
有価証券	500	500	500	該当なし
現金	(500)	(500)	(500)	
X1年9月30日				
有価証券	該当なし	該当なし	該当なし	520
現金				(500)
有価証券評価損益				(20)
X2年3月31日				
有価証券	30	-	30	10
有価証券運用損益	(30)	-	-	
その他有価証券評価差額金	-	-	(30)	(10)

(注)1 売買目的有価証券の運用損益とその他有価証券評価差額金の洗替えによる期首振戻しの仕訳である。

2 有価証券の受渡日に時価で測定し、認識するという方法もあるが、即、洗替法により戻し入れることになるので、ここでは、約定価格で受け入れる仕訳とした。

売買目的は本来切放法で計算すべきであるが、配当可能利益の計算を行うため洗替法を採用するケースが一般的である。

〔会計基準〕

2 B社(売手)

満期保有目的の債券については、原則として売却しないこととされているので、設例は作成しない。

(1) 約定日基準

	受渡日までが通常の期間		受渡日まで通常より長い(原則法)借方(貸方)
	売買目的有価証券借方(貸方)	その他有価証券借方(貸方)	
X1年3月30日 (注)			
未収入金	500	500	仕訳なし
有価証券	(480)	(450)	
有価証券運用損益	(20)		